

個人情報保護宣言の改定について

当組合ホームページの「個人情報保護宣言」およびその別紙 1 を令和 7 年 4 月 1 日付で一部改定しました。

主な改定内容は以下のとおりです。

〔「個人情報保護宣言」の主な改定内容〕

- (1) 個人情報の利用目的について、個人番号は、法令等で認められている利用目的以外では利用しないことを追加しました。
- (2) 個人データの第三者提供について、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供しないこと、及び外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があることを追加しました。
- (3) 個人データの委託について個人番号を追加しました。
- (4) 個人データの共同利用について、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用しないことを追加しました。
- (5) お客様からの開示、訂正、利用停止等の請求について、第三者提供に係る記録の開示を追加しました。

〔別紙 1 [個人情報保護等に係る業務内容並びに利用目的]の主な改定内容〕

- (1) 個人番号の利用目的について、次の項目を追加しました。

- ⑥預貯金口座付番に関する事務
- ⑦公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- ⑧災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

これらは、令和 6 年 4 月に施行されたマイナンバー制度に関する新しい法律（口座管理法・口座登録法）にもとづく取扱いにかかわるものです。

■口座管理法

お客様のご意思にもとづき、一度に複数の金融機関の預貯金口座へマイナンバーのお届出を行うことができる制度です。マイナンバーを用いて預貯金口座を管理することで、相続時や災害時にその預貯金口座の情報提供を受けることができます。

■口座登録法

預貯金口座を給付金等の受取口座としてあらかじめ国に登録してマイナンバーを紐づけることにより、緊急時の給付金や児童手当等の公的給付について、スムーズな申請・給付を受けられるようにする制度です。

マイナンバーカードにより、これらの手続がスムーズになります。

申請はマイナポータルのご利用が便利です。

（当組合の窓口や郵送でも申請いただけます）